② 第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。また、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。

③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

④ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの企業も上記①から③を満たしている者であること。

また、設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからオによること。ただし、入札参加希望者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないものとする。その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にするものとする。

ア 建築　建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（国土交通省告示15号（平成21年１月））における「別添一」１設計に関する標準業務「一」、「二」及び「三」（以下「標準業務」という。）における⑴総合。

イ 構造　標準業務における⑵構造。

ウ 電気設備　標準業務における⑶設備(ⅰ)電気設備。

エ 機械設備　標準業務における⑶設備(ⅱ)給排水設備、(ⅲ)空調換気設備及び(ⅳ)昇降機等。

オ 積算　標準業務における⑴から⑶までに関する積算業務。

なお、国土交通省告示第15号（平成21年１月）における建築物の用途は「研修所」（別添二　建築物の類型　十二、建築物の用途等　第２類）とする。

⑤ 次のアからカに示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

また、上記④に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑶⑥及び⑨の要件を満たしていなければならないものとする。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 建築主任担当技術者については、標準業務における⑴の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ 構造主任担当技術者については、標準業務における⑵の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ 電気設備主任担当技術者については、標準業務における⑶(ⅰ)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

オ 機械設備主任担当技術者については、標準業務における⑶(ⅱ)(ⅲ)(ⅳ)までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

カ 積算主任担当技術者については、標準業務における⑴から⑶までに関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月１日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※標準業務における⑴から⑶までの業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

⑥ 管理技術者及び建築主任担当技術者は同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑦ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士であること。また、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

⑧ 次のアからエに示す要件を満たす管理技術者並びに各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成６年４月１日以降に、次のエに示す業務（施設の建設工事の完成、引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計（積算主任担当技術者は積算業務。）に携わったものに限る。）において、担当する業務分野の設計業務実績を有する管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

イ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあってはＡの、電気設備主任担当技術者にあってはＢの、機械設備主任担当技術者にあってはＣの項目に該当する実績を有していること。なお、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ１名とし、互いに兼務することは認めないこと。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。

エ 実績要件

Ａ 管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

ａ 建物用途　新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。

ｂ 構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ 建物規模　延べ床面積20,000㎡以上

ｄ 建築物の階数　地上３階以上

ｅ 上記ａからｄは同一業務の実績であること。

Ｂ 電気設備主任担当技術者

ａ 建物用途　Ａａに同じ。

ｂ 建物規模　Ａｃに同じ。

ｃ 建築物の階数　Ａｄに同じ。

ｄ 工事種目　電灯設備及び火災報知設備

ｅ 上記ａからｄは同一業務の実績であること。

Ｃ 機械設備主任担当技術者

ａ 建物用途　Ａａに同じ。

ｂ 建物規模　Ａｃに同じ。

ｃ 建築物の階数　Ａｄに同じ。

ｄ 工事種目　空気調和設備及び給排水設備

ｅ 上記ａからｄは同一業務の実績であること。

⑨ 管理技術者及び各主任担当技術者は、実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めないこと。

⑩ 管理技術者及び各主任担当技術者の手持業務について、事業契約締結後以降、本施設等の引渡し日までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（工事監理業務を除く。未契約であっても実施予定のものは含む。）の契約金額の合計が４億円未満かつ、本件を含めて10件未満であること。

⑷ 建設企業の参加資格要件　建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

① 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

② 第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。また、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。